



愛知県公契約条例（賃金及び報酬単価の報告）

契約案件名

法人所在地

商号又は名称

代表者氏名

業務種別 *

- 工事
- 業務委託

事業の形態 *

- 一人親方以外の事業者
- 一人親方の事業者

職種

工事に従事する労働者の賃金単価を報告してください。

国土交通省及び農林水産省が定める公共工事設計労務単価の5.1職種別に、従事人数、賃金単価の平均額及び最低額を入力してください。

報告事項が5を超える場合は、人数の多い職種5種について入力してください。

複数の職種に従事する労働者は、主に従事した職種に含めて入力してください。

5.1 職種

特殊作業員、普通作業員、軽作業員、造園工、法面工、とび工、石工、ブロック工、電工、鉄筋工、鉄骨工、塗装工、溶接工、運転手（特殊）、運転手（一般）、潜かん工、潜かん世話役、さく岩工、トンネル特殊工、トンネル作業員、トンネル世話役、橋りょう特殊工、橋りょう塗装工、橋りょう世話役、土木一般世話役、高級船員、普通船員、潜水士、潜水連絡員、潜水送気員、山林砂防工、軌道工、型わく工、大工、左官、配管工、はつり工、防水工、板金工、タイル工、サッシ工、屋根ふき工、内装工、ガラス工、建具工、ダクト工、保温工、建築ブロック工、設備機械工、交通誘導警備員A、交通誘導警備員B

詳しくは、以下のページを参照してください。

[<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

職種 *

1 特殊作業員

その他の場合に記入

従事人数 *

作業に従事した人数を半角数字で入力してください。

賃金単価の平均額 *

1日（8時間）あたりの賃金単価の平均額を半角数字で入力してください。賃金単価の算出方法については、以下のページを参照してください。 [<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

賃金単価の最低額 *

1日（8時間）あたりの賃金単価の最低額を半角数字で入力してください。

注意事項

賃金単価の最低額が最低賃金額1,140円（1日（8時間）あたり9,120円）を下回る場合、後日確認をさせていただきます。

※以下は複数の職種を報告する場合に使用してください。

複数の職種がなければ入力不要です。

職種

選択

その他の場合に記入

従事人数

作業に従事した人数を半角数字で入力してください。

賃金単価の平均額

1日あたり（8時間）の賃金単価の平均額を半角数字で入力してください。賃金単価の算出方法については以下のページを参照してください。 [<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

賃金単価の最低額

1日あたり（8時間）の賃金単価の最低額を半角数字で入力してください。

職種

その他の場合に記入

従事人数

作業に従事した人数を半角数字で入力してください。

賃金単価の平均額

1日あたり（8時間）の賃金単価の平均額を半角数字で入力してください。賃金単価の算出方法については、以下のページを参照してください。 [<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

賃金単価の最低額

1日あたり（8時間）の賃金単価の最低額を半角数字で入力してください。

職種

選択



その他の場合に記入

従事人数

作業に従事した人数を半角数字で入力してください。

賃金単価の平均額

1日あたり（8時間）の賃金単価の平均額を半角数字で入力してください。賃金単価の算出方法については、以下のページを参照してください。 [<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

賃金単価の最低額

1日あたり（8時間）の賃金単価の最低額を半角数字で入力してください。

職種

選択



その他の場合に記入

従事人数

作業に従事した人数を半角数字で入力してください。

賃金単価の平均額

1日あたり（8時間）の賃金単価の平均額を半角数字で入力してください。賃金単価の算出方法については、以下のページを参照してください。 [<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/tankahoukoku.html>]

賃金単価の最低額

1日あたり（8時間）の賃金単価の最低額を半角数字で入力してください。

確認